

今治市工事成績評定要領

平成17年制定

今治市要領

(目的)

第1条 この要領は、今治市工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第12条の規定に基づき、今治市が発注する工事（検査要綱第2条第1号に規定する工事及び委託業務をいう。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、総務部契約課において契約を締結する請負代金額130万円をこえる工事及び50万円をこえる委託業務について行うものとする。ただし、特殊な技術を要する工事及び緊急を要する工事については、この限りでない。

2 前項の請負代金額以下の工事及び委託業務については、別途定める運用基準により行うものとする。

(評定の内容)

第3条 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の出来形及び品質等を評価する。

(評定者)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員（検査要綱第2条第5号に定める者）並びに工事担当課長（検査要綱第2条第3号に定める者）及び監督員（検査要綱第2条第4号に定める者）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに行い、評定者が監督又は検査において確認した事項に基づき、的確かつ公正に行うものとする。

2 検査員が行う評定のうち、修補部分に係る評定は、修補前の状態に基づき行うものとする。

3 評定は、第2条に規定する評定の対象ごとに検査調書（検査報告書）（別記様式第1号）（以下「検査報告書」という。）、細目別評定点採点表（別記様式第2号）及び考査項目別運用表（別紙1から別紙4）により行うものとする。

4 評定にあたっては、別紙4の記入方法及び留意事項（別紙5）を考慮するものとする。また、工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況（別記様式第3号）を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

5 成績を評定するうえでの総合評価の標準は、工事成績表の作成について（別紙6）のとおり

とする。

(評定の時期)

第6条 評定の実施時期は、検査員については検査を実施した時、工事担当課長及び監督員については工事が完成した時とする。

(検査報告書の復命)

第7条 検査員は評定を行った後、今治市契約規則(平成17年今治市規則第63号)第110条に規定する検査調書を作成し、遅滞なく市長に復命するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定により検査員から評定結果の復命があったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して検査の結果を、検査要綱第13条に規定する工事完成検査済証により通知するものとする。

(説明請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、市長に対して、評定の内容について書面により説明を求めることができる。

2 前項の規定による書面の提出先は、工事担当課とする。

(説明請求に対する回答等)

第10条 前条の規定により説明を求められたときは、速やかに工事成績評定に係る説明書(別記様式第4号)により回答をするものとする。

2 市長は、前項の規定により回答しようとする場合において、必要があると認めるときは、工事成績評定審査委員会(今治市工事成績評定審査委員会設置要領(平成17年4月1日制定))に意見を求めることができる。

(評定の修正)

第11条 市長は、前条第2項の工事成績評定審査委員会の意見により、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降の検査に係る工事から適用する。

附 則(平成23年3月2日要領)

この要領は、平成23年4月1日から施行し、改正後の規定は、同日以後の検査報告に係るものについて適用する。

別記様式第1号（工事）（第5条関係）

年 月 日

今 治 市 長 様

検査員氏名
立会人氏名

印
印

検 査 調 書
(検 査 報 告 書)

工事番号																	
工事名											契約金額(最終) ￥	—			検査年月日		
請負者名											工期	～			完成年月日		
考 査 項 目		監督員					主管課長					検査員(完成)					
		氏 名					氏 名					氏 名					
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1 施 工 体 制	I 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10											
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10											
2 施 工 状 況	I 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5.0	+2.5	0	-5.0	-15	
	II 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15						
	III 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15						
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0											
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	
	II 品 質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-15	-25	
	III 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-5.0		
4 高度技術	I 高度技術力※2	+13															
5 創意工夫	I 創意工夫※2	+7.0															
6 社会性等	I 地域への貢献等※3						+10	+5.0	0								
加 減 点 合 計(1+2+3+4+5+6)							点					点					
評 定 点(65±加減点合計)		①					点					②					
7 評定点計		既成・中間検査があった場合 検査員評点③=既成・中間検査評定点 点×0.5+今回検査評定点 点×0.5= 点 ※ただし、(既成、中間)が2回以上の場合は、平均値とし、その50%と完成検査評点の50%を加算したものが検査員評点となる。 ① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4= 点															
8 法令遵守等※3												点					
9 評 定 点 合 計																	
出 来 形		% ￥ —															
特記事項		(監督員)					(主管課長)					(検査員)					

※1 1, 2, 3の評定(65点±加減点合計)4, 5, 6の評定(加減点合計)-8の評定(減点)=評定点。 各評価点(①～③)は小数第1位まで記入する。

評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加減評価のみとする。

※3 社会性等の評価では地域への観点から、加減評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※4 各検査項目ごとの採点は、担当監督員は、別紙-1、担当課長は、別紙-2、検査員は、別紙-3によるものとし、検査員の評価に先立ち担当監督員、担当課長が記入する。

別記様式第1号（業務委託）（第5条関係）

年 月 日

今 治 市 長 様

検査員氏名

印

検 査 調 書
(検 査 報 告 書)

委託番号					
業務委託名					
契約金額		¥ ー			
請負者名					
契約年月日					
履行期間		～			
完成年月日					
検査年月日					
検査の場所資料		現地、工事写真、試験成績表			
出来形		% ¥ ー			
検査種別		監督員	主管課長	検査員	合計
		氏名	氏名	氏名	
業務の実 実施計 画段階	業務の理解				
	事前準備				
	打ち合わせ協議				
	業務実施計画書				
	(小計)				
	細目別評定点				
業務の遂 行段階	打ち合わせ協議				
	工程管理				
	照査				
	技術力				
	目的の達成度				
	(小計)				
成果品	とりまとめ				
	(小計)				
	細目別評定点				
評 定 点					

備考：この検査調書は、考査項目別運用表に基づき作成する。

別記様式第2号（第5条関係）

細目別評定点採点表

項目	細別	①監督員	②主管課長	③検査員	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() * + 2.6 =			点
	II. 配置技術者	() * + 2.6 =			点
2. 施工状況	I. 施工管理	() * + 2.6 =		() * 0.4 + 6.5 = 点	点
	II. 工程管理	() * + 2.6 =	() * 0.2 + 4.3 = 点		点
	III. 安全対策	() * + 2.6 =	() * 0.2 + 4.3 = 点		点
	IV. 対外関係	() * + 2.6 =			点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() * + 2.6 =		() * 0.4 + 6.5 = 点	点
	II. 品質	() * + 2.6 =		() * 0.4 + 6.5 = 点	点
	III. 出来ばえ			() * 0.4 + 6.5 = 点	点
4. 高度技術	I. 高度技術力	() * 0.4 + 2.6 = 点			点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() * 0.4 + 2.6 = 点			点
6. 社会性等	I. 地域への貢献		() * 0.2 + 4.4 = 点		点
7. 法令遵守等			() * 1.0 = 点		点
小 計		点	点	点	
評定点合計					点

別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（発注者） 様

請負者 住所
氏名

印

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

年 月 日契約を締結した下記の工事について、実施状況を報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
項 目	
提 案 内 容	
実 施 状 況	

別記様式第4号（第10条関係）

年 月 日

請 負 者 様

今 治 市 長

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました工事成績評定の内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 評定内容の説明

別紙6（第5条関係）

工事成績表の作成について

- 1 各考査項目ごとの採点は、別紙 の工事成績表「考査項目別運用表」による。
- 2 工事成績を評価する上での総合評価の標準については、下記のとおりとする。

総合評価の標準（参考）

ランク	評定点の標準値	総合評価の標準	
A	80点以上	他の模範となる優秀なもの	
B	75～80点未満	標準的 工事	標準的な中で良好なもの
C	65～75点未満		標準的なもの
D	60～65点未満		今後改善すべき事項があるもの
E	60点未満	今後指名等に影響を及ぼす恐れのあるもの	